

海外経済要録

国際機関

◇国際決済銀行中央銀行総裁会議によるバーゼル声明

3月9日から10日までスイスのバーゼルで開催された国際決済銀行中央銀行総裁会議は、2月末来しだいに規模を拡大してきた第3波ゴールド・ラッシュの鎮静化対策を検討したと伝えられるが、10日、会議終了に際し大要次のような声明文を発表した。

「ベルギー、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の中央銀行総裁は、今次定期会議で、最近の国際金融情勢について討議した。

また、ロンドン金プール参加国の中央銀行は、1オンス35ドルの固定価格に基づいて、金プールの支持を続ける決意を再確認した」。

しかしながら、その後も金投機の動きはいっこうに収まらず、しかもマーチン連邦準備制度理事会議長が9か月ぶりに会議に出席した(クームズ・ニューヨーク連銀副総裁も同行)ことが、かえって米国の金政策をめぐる各種の憶測を強めて、結局同声明は、一応の投機鎮静化効果をもたらした前2回の声明(註)とは対照的に、むしろ投機規模を拡大する結果を招来した。

(註) 昨年11月26日に行なわれた金プール7か国中央銀行総裁の「市場秩序と現行金価格維持方針」確認のフランクフルト声明ならびに同12月16日のファウラー米財務長官、マーチン連邦準備制度理事会議長の「ロンドン金市場の取引は今後も従来どおり行なわれる」との共同声明。

◇金プール参加国中央銀行総裁会議の声明

金プール参加7か国(ベルギー、西ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国および米国)中央銀行総裁(IMF専務理事およびBIS総支配人もオブザーバーとして出席)は、米国のファウラー財務長官およびマーチン連邦準備制度理事会議長の要請に基づき、3月16、17の両日ワシントンで会議を開催し、2月末以降三たび激化した金投機への対策を協議した。会議後発表された共同声明は、①金プールのオペレーション停止による公的金準備と民間金市場の遮断、②為替市場の秩序維持、③通貨不安の根因である米英両国の国際収支の改善促進、などの点につき各国の合意が成立したことを明らかにした。これにより、市場金価格の安定化のため61年11月以降市場操作を続けてきた金プールは、事実上解散することと

なった(ジャーナル・オブ・コマース紙は、金プール開設以来のオペを通算すると15億ドル程度の売超になるうとみている)。同声明の全文(仮訳)次のとおり。

なお、シュバイツァーIMF専務理事も17日夜声明を発表し、金プール諸国の決定を支持したのち、これに対する各国の協力およびSDRのすみやかな創設を要請した。

「ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国および米国の中央銀行総裁は、これらの国が積極的な抛出国となっている金プールの活動を検討するため、1968年3月16、17両日ワシントンで会合した。この会議には国際通貨基金専務理事と国際決済銀行総支配人も出席した。

各総裁は、適切な財政・金融政策を通じてドルの価値を防衛することが米国政府の確固たる政策であること、米国国際収支の実質的な改善が高度の優先目的であることを認めた。

各総裁はまた、米議会によって承認された立法措置が米国の金ストックの全量を、ドルの価値防衛のために使用可能にするものであることに留意した。

各総裁は、米国政府が引き続き、通貨当局との取引きにおいて1オンス35ドルの現行価格で金を売買することに留意した。各総裁はこの方針を支持し、それが為替安定の維持に寄与すると信じている。

各総裁は、英国国際収支の赤字をできるかぎりすみやかに解消し、大幅かつ持続的な黒字ポジションへ進むために、必要なあらゆることを行なうとの英当局の決意を認めた。

最後に、各総裁は、大部分の欧州諸国政府が、経済安定と調和した国内的拡大を助長し、金利の引上げまたは金融市場の引締めをできるかぎり回避して、すべての国が国際収支均衡に向かって進むのを助けるような状態に寄与する、金融・財政政策を追求する意向であることを認めた。

各総裁は、国際通貨基金の協定条項に基づく義務に従って、それぞれの為替市場において現行平価および秩序ある状態を維持するよう全面的に協力することに合意した。各総裁は、今後、公的機関保有の金は、通貨当局間の振替えを行なうためにのみ使用されるべきであると信じており、したがって、今後はロンドン金市場またはその他のいかなる金市場へも金を供給しないことを決定した。さらに、通貨用金の現在の保有量は、特別引出権ファシリティーの創設が見込まれることからみて十分なので、市場から金を買い入れる必要はもはやないと感じている。最後に、各総裁は、今後は民間市場で売却された

金を埋め合わせるためには、金を通貨当局に売り渡さないことに合意した。

各総裁は、為替市場の不安定をもたらすような資金の流れを最小限に押え、そのような流れの生ずるおそれのある場合、必要に応じて、それを相殺するよう、従来にも増して緊密に協力することに合意した。

国際通貨制度における英ポンドの重要性にかんがみ、各総裁は、英当局にとって直ちに使用できるクレジットの総額(国際通貨基金のスタンプ・クレジットを含む)を40億ドルにする新たな措置をとることに合意している。

各総裁は、以上に述べた政策について、他の各国中央銀行の協力を要請する」。

◇10か国蔵相会議、特別引出権の創設等に関する声明

GAB(IMF一般借入れ取決め)に参加している10か国の蔵相、中央銀行総裁は、3月29、30の両日、ストックホルムに会合し、昨年9月のIMF総会決議に従い起草された、特別引出権の創設計画およびIMFの改組案に関する代理会議の報告を検討、フランスを除く参加国はこれを承認して、理事会にIMF協定改正の最終ドラフトを作成する権限を付与した(注)。

(注) 特別引出権の概要等については、42年11月号「IMF・世銀総会の概要」、同「要録」および同年10月号「新準備資産創設案の大綱成立」参照。

同会議のコミュニケは次のとおり。

1. GAB(一般借入れ取決め)に参加している10か国の閣僚と中央銀行総裁は、1968年3月29、30の両日、スウェーデンのクリスター・ウィックマン経済相を議長としてストックホルムで会合した。シュバイツァーIMF専務理事もこの会議に参加し、スイス国立銀行総裁、OECD事務総長、BIS総支配人も出席した。
2. 閣僚と総裁は、第1に、国際金融情勢を討議し、第2に昨年9月のIMFリオデジャネイロ年次総会で採択された総務会の決議に従い起草された、IMF協定改正案に関する代理会議議長の報告を検討した。この改正案は、IMF年次総会でその大綱が承認されたIMFのSDRに関する計画およびIMFの現行規約と慣行の改善に関するものである。
3. 閣僚と総裁は、英国が1969年までに国際収支の大幅黒字を達成するために採った措置に深い満足を表明した。また米国は国際収支の大幅改善のために、早急に適切な財政・金融措置を採る必要があることを深く認識しており、また米国大統領はこの目標を米国経済の利益のためばかりでなく、国際通貨制度の全般的な安定のため

最優先させているとの米国財務長官の声明に対して、同様な満足をもって留意した。

4. 閣僚と総裁は、現行の金の公定価格を基礎にした世界の為替安定と秩序ある為替取決めの維持に協力する決意を再確認した。
5. 閣僚と総裁は、今次会議で合意に達したSDR創出計画(第7項参照)がすべての国際通貨問題を解決するものではないが、通貨制度の強化に非常に大きく貢献するものと考えた。
6. さらに閣僚と総裁は、世界の通貨事情を安定させるため、各国政府間および中央銀行間の緊密な協力関係を強化する意向である。
7. IMF協定の改正に関し、閣僚と総裁は、IMF理事会が与えられた任務を遂行したことを感謝をもって留意し、10か国選出の理事に対して、改正案の最終ドラフトを他の諸国選出の理事と協力して完成するために必要な権限を与えることに同意した。IMFの現行規約、慣行の改正を承認するにあたり、閣僚と総裁はその不当に制限的な適用を避けるため、10か国および他の加盟国と相互に協力することに合意した。この改正案は、説明文書とともに決議案に付されて総務会に提出され、総務会はIMFの通常の慣例に従って通信による票決を要請されることが留意された。閣僚と総裁は、IMF専務理事が「理事会は短期間にこれらの文書を総務会に提出することができる」と確信していることに留意した。
8. ある代表団(注=フランスをさす)は、ロンドンおよびリオデジャネイロの会議で採択した大綱と、今回IMFが提出した草案との間に相違があること、また同代表団が基本的問題である点を検討しなかったことを理由に、さきの第2、第4、第5および第7項目の採決に参加しなかった。この結果、同代表団はその立場を全面的に留保し、最終改正案を入手するまで、同国政府への報告を待つこととなろう。

◇欧州の大手4銀行、共同で米国へ進出

Midland Bank(英国)、Deutsche Bank(西ドイツ)、Société Générale de Banque(ベルギー)およびAmsterdam-Rotterdam Bank(オランダ)は、かねてから、米系銀行の欧州進出に対抗する意味合いなどから、米国への逆進出を検討していたが、このほど、4行(注)の共同出資によりニューヨークに欧州系銀行を設立する計画がまとまった旨を明らかにした。新設される銀行は、European-American Banking Corporation(引受け業務等)およびEuropean-American Bank and Trust(銀行業務等)で、資本金は両行合計で70百万ドルと、在

米欧州銀行としては最大となる。今次計画の概要は次のとおり。

(1) 設立の方法

Société Générale de Banque の在米子会社である Belgian-American Banking Corporation および Belgian-American Bank and Trust (資本金は両者合計で200万ドル)が、Midland Bank および Deutsche Bank からそれぞれ200万ドル、Amsterdam-Rotterdam Bank から100万ドルの出資を得たうえ、それぞれ European-American Banking Corporation, European-American Bank and Trust に改組。

(2) 主要業務内容

在米企業に対する融資および引受け業務ならびに出資4行に対する在欧米系子会社向け融資のあっせん等。

(3) 発足時期等

両行とも、Jean Cattier を会長、Paul Verhagen を頭取として、本年5月1日に発足の予定、本店所在地、ニューヨーク。

(注) 4行は昨年7月、Banque Européenne de Crédit à Moyen Terme の設立に共同参加(昭和42年8月号「要録」参照)、欧州大陸における中・長期産業金融の面ではすでに密接な関係にある。

米州諸国

◇米国、公定歩合引上げ

連邦準備制度理事会は3月14日夕刻、ニューヨーク、フィラデルフィアおよびサンフランシスコの3地区連銀を除く9連銀が、公定歩合を15日から、4.5%から5.0%に引き上げる旨の申請を承認した旨発表した(注)。

(注) その後サンフランシスコ(即日実施)およびフィラデルフィア(18日実施)の2連銀が15日、またニューヨーク連銀も21日(翌日実施)それぞれ追隨引上げ(同じく4.5→5.0%)を発表した。

引上げの趣旨につき同理事会は、「ドルの国際的地位の強化と、国内経済におけるインフレ圧力の抑制を意図したもの」と述べているが、第3波ゴールド・ラッシュのため14日の金・為替市場がかつてない混乱(ロンドン金市場の取引高は約400トンに上ったといわれる)を呈したことがその直接の契機とみられている。今次措置の結果、公定歩合の水準は過去約40年間の最高(1929年11月1日と同水準)となった。

なお、今回の引上げが一部市場筋の大幅引上げ(1~1.5%方アップ)予想に反して意外に小幅にとどまったのは、①信認回復不十分の英ポンドや平価切下げ不安が生じたカナダ・ドル等に対する配慮、②すでに歴史的な高金利状態にある金融市場への急激なインパクト(貯蓄金融機関からのいわゆる disintermediation)を回避したい、

などの微妙な内外諸情勢を考慮したためと解されているが、引上げ発表時の内外の反応は、空前のドル・アタックに対処するにはタイミングおよび上げ幅が“too late, too little”との批判が強いと伝えられ、さらに同措置の発表が午後6時すぎ(連邦準備制度理事会の会議は午後4時から開かれた由)と異例の遅れ(通常午後4時ごろ)をみたうえ、最大の発言力を持つニューヨーク連銀が当初引上げには参加せず、英国公定歩合引下げ(21日8.0%→7.5%)後によりやく同幅の追隨引上げを行なったことは、今次引上げ幅等につき、連邦準備制度内部に深刻な政策決定上の対立が生じた証左とみられている(注)。

(注) すなわち、事態の異例の深刻さにかんがみ、ニューヨーク連銀が大幅アップを主張したことが、理事会発表の遅れと追隨引上げの1週間遅延を招いた理由と伝えられている。なお、ニューヨーク連銀年報によれば、昨年11月20日の公定歩合引上げ(4.0%→4.5%)時にも、同連銀は2度にわたり1%引上げを申請して、理事会の0.5%引上げ説と対立した由。

◇米国、法定金準備制度を撤廃

米国の法定金準備制度(連邦準備法第16条3項。各連邦準備銀行は、その連邦準備券實際流通高に対して25%以上の金証券準備を維持しなければならない旨の規定)撤廃案は下院を2月21日、上院を3月14日それぞれ通過し、3月18日に大統領の署名により発効した。

法定金準備の撤廃は、現行通貨体制の基礎とされる固定価格での金とドルの交換性を、米国の保有金全額をあげても維持するという米国の決意の表明として、本年1月17日の一般教書で正式に提案された。

しかし議会においては、一挙に保有金全額の喪失を可能にするような状態にはしたくないとの気持ちが強くみられた(このため、金準備率を12.5%に引き下げる、あるいは対外売却額と同額の金を戦略予備として積み立てるなどの修正案も提出された)ほか、財政膨脹に対する批判が強いおりから、金準備の撤廃によってその歯止めが失われるとの反対論も多く、審議は予想外に難航した。このため、下院を199対190の僅少差で通過したのちも上院で一時棚上げされ、最後は政府・民主党幹部の説得により、金投機の高まりのきなかでかろうじて可決されたものである(上院の票決は39対37)。

なお、この結果連邦準備券に対する準備から解放された金は約104億ドルに上ったが、一方、米国の金保有高は2月末以降激化した金投機によって減少を続け、金準備撤廃の時点では法定額に対する余裕は僅少(一説では4百万ドル程度)となっていた(3月20日現在の金準備額は10,484百万ドル、ただし為替安定基金保有分を除く)。

(注) 法定金準備規定の変遷

1913年(連邦準備法制定)、連邦準備券に対して40%、連銀預金債務に対して35%以上。

1945年(同法改正)、連邦準備券および連銀預金債務に対して25%以上。

1965年(同法改正)、連邦準備券のみに対して25%以上。

◇ニューヨーク連銀、主要国中央銀行等とのスワップ網を拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は3月17日、国際金プール会議の声明発表と同時に、7か国中央銀行および国際決済銀行とのスワップ取決め額を次のとおり増額した旨を発表した。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

	旧(12月15日)	新(3月17日)
オーストリア国立銀行	100	100
ベルギー国立銀行	225	225
カナダ銀行	750	1,000
デンマーク国立銀行	100	100
英 蘭 銀 行	1,500	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	100	100
ドイツ・ブンデスバンク	750	1,000
イ タ リ ア 銀 行	750	750
日 本 銀 行	750	1,000
メ キ シ コ 銀 行	130	130
オ ラ ン ダ 銀 行	225	400
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	100	100
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	200	250
ス イ ス 国 立 銀 行	400	600
国 際 決 済 銀 行 (うちスイス・フラン分)	1,000 (400)	1,600 (600)
15 行 合 計	7,080	9,355

◇米国、輸出入銀行法を改正

米国の輸出入銀行法改正案は、昨年初めに政府が提案して以来難航を重ねてきたが、2月27日議会を通過、3月13日に大統領の署名を得て発効した。今回のおもな改正点は次のとおり。

1. 同行の名称を、従来のワシントン輸出入銀行から米国輸出入銀行に変更する。
2. 同行の存続期限を1973年6月末まで5年間延長する。
3. 同行の信用供与限度額を、従来の90億ドルから135億ドルに引き上げる。
4. 信用供与先から、米国との交戦国およびその同盟国等を除外する。

5. 後進国向けの武器購入資金融資に制限を加える。

なお、ジョンソン大統領は3月20日、議会に対して特別メッセージを送り、輸出拡大策の一環として同行に5億ドルの特別ファンドを設け、従来同行の融資基準に乘らなかった危険度の高い輸出に対しても、融資、保証、保険を認める法案の検討を急ぐよう要請した。

◇米国財務省、金取引規制を改正

米国財務省は3月17日、今次国際金プール会議で合意に達した民間市場に対する公的当局の金売買停止措置に伴い、金取引規制(Gold Regulations)(注)を次のとおり改正する旨を発表した。

- (1) 従来、特定の認可を与えた業者に対して財務省が行なってきた産業用、職業用および美術用等の金売却を、今後いっさい停止する。
- (2) 財務省による国内産金業者からの金買入れおよび民間市場での金購入も全面的に停止する。
- (3) これに伴い、国内産金業者が自由に金輸出を行ない、または国内ユーザー(ただし免許を得たものに限る)に直接売却することをみとめる。

上記措置により、一応限定されたものとはいえ、米国内に関係業者間の金流通市場が形成され、大手加工業者のエンジェルハード社が、19日から金建値の発表を行なうこととなった(なお、1967年における米国の年間金消費量は約160百万ドル、これに対する新産金の国内供給は約51.5百万ドル見当とみられる)。

(注) ちなみに、米国の民間金保有は、「金準備法」(Gold Reserve Act, 34年1月30日)第3条およびこれに基づき財務長官が公布したGold Regulationsによって工業用など財務長官が許可した特定の用途を除きいっさい禁じられており、また海外金保有も、60年10月のロンドン金相場暴落の一因が在外米人の金投機にあった事情にかんがみとられたGold Regulationsの一部改正(61年1月14日)により全面禁止となっている。

◇カナダ、新增税金成立

さきの下院で否決された個人所得税に対する5%の付加税(注)にかえて、3月7日政府が提案した個人および法人所得に対する3%の付加税案(68~69年中実施、本年4月からはじまる69年度増収予定額は、法人税の2ヵ月納入促進措置の効果を含め390百万ドル)は、下院可決(14日)に続き、3月22日上院も通過成立した。これにより69年度の財政赤字は、75百万ドルの歳出カットと合わせ、40百万ドル(68年度赤字見込み750百万ドル)にとどまる見通しである。

(注) 昨年11月末提案され、本年初来すすでに徴税を開始していたが、2月19日、下院はわずか2票差(84:82)で同案を否決。

なお、このほか政府は、3月7日、①公務員の増加抑

制、②賃金物価調査委員会(Prices and Wages Review Board、賃金・物価の引上げがカナダの輸出競争力に与える影響を個別審査するが、法的規制力は持たない)の設置、などのインフレ抑制策の実施を議会に提案した。

◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は3月14日、公定歩合を7.0%から7.5%に引き上げ、翌15日から実施する旨を発表した。

これは、同日の米国公定歩合引上げに追随して採られたもので、1月22日の引上げ(6.0%→7.0%)に続く年初来2回目の措置である。これに伴い、モントリオール銀行は直ちにプライム・レートを従来の6.75%から7.25%に引き上げたが、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ(預金量1位)等大手特許銀行は、すでに2月13日に引き上げた(6.5%→7.0%)こともあって、当面事態の推移を静観している(「国別動向」参照)。

◇カナダ、ワトキンス・レポートを発表

ゴードン枢密院議長(前蔵相)主宰の特別作業委員会は、2月15日、政府に対し「外国資本とカナダの産業構造」(Foreign Ownership and the Structure of Canadian Industry)と題した大部(427ページ)の報告書を提出した。

同報告書は、上記委員会が昨年初来実施してきたカナダにおける外国資本の実態調査と、メンバーのエコノミスト8名が提案した16項目の外国資本規制案等から成り、それらを指導したエコノミスト(M.H.ワトキンス・トロント大学経済学部教授)の名をとり、一般にはワトキンス・レポート(Watkins Report)と呼ばれている。今回の調査報告等は、カナダ産業の「カナダ化」を主唱するゴードン議長の意志を反映して行なわれたものであり、今後下院の金融・取引および経済諮問委員会で公聴会を開くこととなっているが、ピアソン現首相をはじめ金融界・財界に根強い外資歓迎論があり、さらに米国国際収支改善策に伴い微妙な動きを示している在加米国資本(同書によれば、製造業・石油・鉱業の全資産に占める米資の割合は、1963年末でそれぞれ46%・62%・53%)の動向に左右される面も大きく、その具体化までにはなおかなりの曲折が予想される。同報告書提案の外資規制策等は、大略次のとおり。

- (1) 特株会社(Canada Development Corporation)設立により自国企業の育成に努めること。
- (2) 外資企業の経理内容公開等を義務づける立法措置を講ずること。
- (3) 米国の法律(1917年対敵通商法等)で共産圏向け禁輸

(キューバ向け小麦製粉等)措置の適用を受けている在加米系子会社から、問題製品を買い取り共産圏に輸出する国策会社を創設すること。

- (4) 外資企業の行動を監視するとともに、多国籍企業が納める資産税誘引のための公的特別機関(special agency)を設置すること。
- (5) 在加外資企業が外国親会社の指示に無条件に従うことなく、自らの意志決定権限をもたせるような方策を考案すること。
- (6) 外資に対する税制の最効率的適用に配慮すること。

◇カナダ銀行、ユーロ資金放出停止を要請

カナダ銀行は3月4日、各特許銀行ならびにその他金融機関等に対して、一時ユーロ資金放出などの対外短期投資を手控え、余剰資金は極力国内にとどめるよう要請した。

これは、最近の海外金利上昇に伴い、特許銀行の「外貨スワップ預金」(Foreign Currency "Swapped" Deposits)(注)等を通して、カナダ国内からの資金流出が増大、これが①カナダ・ドルの売り圧迫を強め、また②国内金利の上昇に拍車をかける要因の一つになっていることなどから、カナダ・ドル防衛および海外要因に基づく国内金利上昇の阻止をねらって、急採られた措置とみられる。

なお、今後は現在運用中のユーロ資金などの満期日更新が禁止されたことから、先行き約9億ドル前後の資金還流が見込まれている。

(注) 外貨、とくに米ドルでの運用を条件とするカナダ・ドル預金を受け入れた銀行は、同資金をたとえばユーロ・ダラー市場で運用、満期日にはそれを再びカナダ・ドルで国内に引き揚げるため、預金受入れと同時に米ドルの直買い(=カナダ・ドルの直売り)および先売り(=同先買い)のスワップ取引を行なうことから、このように呼ばれる。

なお、このスワップ預金の預入金利は、3ヵ月標準物で7.25%前後(3ヵ月物ユーロ・レート5.5%プラス先物ディスカウント差益1.75%)になる由(これに比べ、カナダの3ヵ月物TBレートは6.8%前後)(3月9日付フィナンシャル・ポスト紙)。

スワップ預金残高の推移(カッコ内前年比)

(単位:百万カナダ・ドル)

1967年10月26日	717	(△ 160)
11月29日	895	(+ 70)
12月27日	904	(+ 144)
1968年1月31日	969	(+ 319)
2月28日	892	(+ 209)

◇カナダ、米国ドル防衛措置の適用除外を発表

シャープ蔵相は、3月7日、議会でファウラー米国財務長官との交換公文を公表し、①カナダが、資本流出入に関する米国国際収支対策の適用から完全に除外される

ことになったこと、②この適用除外が米国国際収支対策の抜け道(pass-through)とならないよう、必要な措置をとる旨の保証を米国に与えたこと、を明らかにしたが、同時に西ドイツ、イタリアの各中央銀行(各150百万ドル)、米国輸出入銀行(500百万ドル)、国際決済銀行(100百万ドル)から合計900百万ドルのスタンバイ・クレジットを確保したことを発表した。

前者は、これまで米国国際収支対策の存在がカナダ・ドル不安の源となっていたことに対応して採られた緊急措置であり、また後者は、年初来強まっているカナダ・ドルへのアタックに対処し、あくまで現行平価を維持しようとするカナダ当局の強い決意を表明したものとみられている。今次措置の概要等次のとおり。

(1) 米国ドル防衛措置の適用除外

米国財務省によれば、これは、①対外直接投資を65～66年ベースの65%に抑制する(カナダ、日本、英国などくに米国資本を必要とする「Bグループ18か国」に対する規制)、②銀行融資ガイドラインを64年末の103%に抑える、など年頭の国際収支対策からカナダを完全に適用除外とすることを意味しており、この結果、カナダは1963年以来の金利平衡税免除とともに、米国国際収支対策についてはなんら制約をうけないこととなった(注)。

(注) 3月13日の連邦準備制度発表によれば、銀行融資ガイドラインの適用除外は3月1日以後のカナダ向け貸出から実施される由。

(2) ドル防衛措置への協力保証

上記「抜け道」防止策の内容は明らかでないが、シャープ蔵相は適用除外の対価として、「カナダ保有の米ドルは一部のワーキング・バランスを除き、全額米国の中・長期政府債券(米国国際収支上、資本流入に計上される)に投資する」(注)旨述べている。

(注) なお、金利平衡税適用除外の対価として、63年以来カナダは対外準備(IMFスーパー・ゴールド・トランシュを含む)を一定限度(66年5月以来25.5億ドル)以内に抑え、それを上回る分は米園居住者の保有するカナダ政府債の買いもどしに使用する旨定められている。

◇カナダ、IMF資金を引出し

シャープ蔵相は2月26日、IMF資金426百万ドルの引出しを発表、翌日実行した。

これは、年初来のカナダ・ドル・アタックによる外貨準備の流出傾向に対処するため、1月の米国とのスワップ発動(250百万ドル)に続き、その補強を行なったもので、引出し額はカナダのスーパー・ゴールド・トランシュ241百万ドルとゴールド・トランシュ185百万ドルの合計額に等しい。

今次措置の趣旨につき、シャープ蔵相は「カナダ・ドル平価を維持する政府の強い決意を示すとともに、カナダには投機に十分立ち向かえる多額の外貨準備があることを示して、そのような動きを封じることにある。カナダにはさらにIMFのクレジット・トランシュ740百万ドルが未使用のまま残されている」と述べている。

なお、上記措置により、昨秋来減少を続けた金・外貨準備は2月末2,490百万ドル(1月末2,175百万ドル)とはじめて増加を示した。

欧州諸国

◇英国、公定歩合引下げ

(1) 英蘭銀行は3月21日、公定歩合を8.0%から7.5%に引き下げ、即日実施した。

今次措置に関する英蘭銀行の説明次のとおり。

「3月17日夕刻ワシントンで発表された新しい諸取決めの導入に伴い、国際金融情勢ははたいては着きを取りもどしてきた。加えて、明年度予算案に財政緊縮措置が盛り込まれたこともあって、ポンドが強化されるようになった。こうした情勢下、公定歩合を7.5%に引き下げることは、内外両面からみて適当とみられるに至った。」

なお、銀行貸出規制措置は引き続き維持される。

(2) 今次措置実施に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の預貸金金利は、慣行に従い同一幅(0.5%)だけ引き下げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(3月21日以降)

通 知 預 金(7日)	5.5 %
貸出金利 (貿易金融以外はいずれも当座貸越)	
対国有企業 (大蔵省の保証付き)	7.5 %
対地方公共団体	} 8.0 %
対住宅金融会社	
対保険会社	
対一流商工企業	} 8.5 %
対賦払い信用会社	
貿易金融 (輸出信用保証局の保証付き)	
期間2年までの貸付	7.5 %
期間2年をこえ15年までの貸付	5.5 % (ただし、このほか1%の貸付契約手数料を加算)

◇英蘭銀行、一次産品取扱い商社に対して救済融資

英蘭銀行は2月14日、第一次産品取扱い商社に対して総額3.5百万ポンドの救済融資を行なった。本件融資は、上記商社が英ポンド切下げ前にナイジェリア、タンザニア、ウガンダおよびケニアの各国通貨(註)建てで一次産品の輸入契約を結ぶ一方、当該商品の販売契約を英ポンド建てで結んでいたため、英ポンド切下げによりこうむることとなった損失について行なわれたものであり、融資条件は次のとおり。

(1) 返済方法は、年2回の均等分割返済で、5年内に完済する。

(2) 金利は年利5%とし、半期ごとに当該期の借入れ残高(当初借入れ額から分割返済済み分を差し引いた額)について課せられる。

(註) 昨年11月18日の英ポンド切下げの際、これらポンド圏通貨は追隨切下げが行なわれなかった。

◇英国、大手電算機メーカーの合併

英国電算機メーカー International Computers and Tabulators および大手電機メーカー English Electric Company は、3月21日、前者および後者の電算機部門の合併により International Computers Ltd. を設立することになった旨を発表した。新会社は、Plessey Company(通信機等のメーカー)および政府の資本参加(それぞれ6百万ポンド、3.5百万ポンド)を得、資本金約33百万ポンド(註)で発足する予定であり、その売上げ規模は年間約100百万ポンドと、米国3大メーカーに次いで世界第4位となる。

本件合併は、①米国電算機メーカーに対抗するため、英国資本の結集が必要であること、②電算機の質的向上のため、技術の共同開発が要請されていること、などの事情から、政府の積極的支持によって実現をみたものといわれており、政府は産業拡大法(昭和43年3月号「要録」参照)を適用して新会社に資本参加するほか、技術省を通じ、今後4年間に総額13.5百万ポンドの技術開発助成金を交付する予定である。

(註) 株式保有比率は International Computers and Tabulators 株主が53.5%、English Electric および Plessey がそれぞれ18.0%、政府が10.5%。

◇西ドイツ、証券取引所制度改革の動き

西ドイツ連邦経済省はこのほど、懸案であった証券取引所の改革に関する法案を発表した(註)。

本法案は、制定以来70年余を経た現行証券取引法(1896年制定)を改正し、証券取引を合理化するとともに、投資家保護の目的をもあわせ達成することによ

り、証券市場のいっそうの発展を図ることを主眼としている。主要改正点、以下のとおり。

(1) 取引の取引所集中

従来西ドイツでは、上場証券の取引を取引所へ集中する制度はなく、銀行等取引所の会員は、顧客から上場株式に対する売買注文を受けた場合には、市場相場により自己勘定で売買すること(商法第400条に規定する自己介入制度)が認められており、このため、実際には顧客注文のほとんどが上記自己介入により処理され、店内で出合いのつかない取引のみが取引所に取引次がれている。

今次改革案ではこうした点を改め、上場株式の取引は、原則として取引所を経由して行なうべきことを義務づけようとするもので、これにより取引所取引量の増大と価格形成の公正化とが期待されている。

(2) 上場証券の取引高公表

西ドイツには現在8つの取引所があるが、上記のように取引所で取引される割合が現実の取引量の一部にすぎないという事情もあって、取引所の総取引高は公表されることがなく、実際にはフランクフルト、デュッセルドルフ、ハンブルグ、ミュンヘンの4取引所において、主要株式33銘柄についてのみ日々の取引高が公表されているにすぎない(上場銘柄は全部で約600)。

そこで今次改革案では、取引の市場集中を義務づけることに伴い、全取引所において上場銘柄全部の各取引高を発表させることとしている。

(3) 上場会社の半期営業報告義務

西ドイツの企業は、会社法により年1回の営業報告(営業年度後8ヵ月以内に公表すればよい)を義務づけられているにすぎず、一般投資家が上場会社の営業状況を知るまでにはかなりの時間を経なければならない現状にある。

今次改革案は上場会社に対して、年2回、半営業年度ごとに、当該半年度経過後1ヵ月以内に中間報告(Zwischenbericht)を作成し、本店所在地の上場取引所の公告紙(Bekanntmachungsblätter)に公表することを義務づけている。

なお、本報告に公表すべき事項は、事業会社、一般金融機関、抵当銀行、保険会社の別に詳細に規定されており、また本規定は西ドイツ所在の外国企業にも適用される。

(4) 額面価額の単一化

現在西ドイツでは、株価は額面に対する百分率で表示されているが、これを1株当りの金額表示(マルク建て)に改めるため、上場株式については額面を単一

にすることを上場の条件としている。

(注) 西ドイツの証券取引所制度改革論議は、すでに1961年ごろから展開されており、1966年7月に連邦経済省が改革案の大綱を発表した経緯がある(41年8月号「要録」参照)。しかしながら、取引の取引所集中に対する銀行の反対と、営業報告の半期ごとの公表等に対する産業界の反対が根強く、今日まで成案をみるまでには至らなかった。

◇西ドイツの相手国別貿易動向

西ドイツの昨年の貿易収支(通関ベース)は、約169億マルク(約42億ドル、前年比約2.1倍)の黒字と、過去最高記録を達成したが、このほどその相手国別動向がブデスバンク月報2月号に明らかにされた。特徴点以下のとおり。

- (1) 輸出面では、西ドイツの輸出全体の増強を占めるEEC向けは引き続き好伸したが、対米、対日向の好調に加え、とくに共産圏諸国向けの著増が目だったため、西欧諸国向けのウエイトは前年比若干の低下をみた。
- (2) 輸入は、かつてない景気後退を映じて前年実績を

3.5%方下回る異例の停滞を示し、国別にみてもオランダ、カナダ、ルーマニアなどを除き軒並み前年を下回った。

- (3) この結果、貿易収支じりは前年に比べほとんどすべての国に対して大幅の改善を示し(注)、なかでも対EEC諸国収支じりは約44億マルクの黒字と、全体の黒字額の1/4強を占めた。

(注) 対米貿易収支は、赤字7.0億マルクと従来どおり西ドイツ側の逆算ながら、前年比では13.0億マルクの赤字幅縮小をみた。

◇フランス、輸出振興策決定

フランス政府は、3月1日の「輸出の日」に際して、大要次のような輸出振興策を明らかにした。

1. 外国で活動するエンジニアリング会社の資金調達力を強化するため、担保率の引下げ等銀行借入れ基準を緩和する。
2. 輸出団体(Société Commerciales)および在外フランス系企業の発展に資するため、金融面の優遇を行なう。

西ドイツの相手国別貿易動向

(単位・百万マルク)

	(a) 西ドイツからの輸出 (FOB)				(b) 西ドイツの輸入 (CIF)				貿易収支じり [(a)-(b)、△印はドイツの入超]				
	66年のウエイト	1967年実績	前年比 (%)	ウエイト (%)	66年のウエイト	1967年実績	前年比 (%)	ウエイト (%)	1967年寄与率	1966年	1965年	1964年	
西 欧 諸 国	68.3	58,553	+ 6.3	67.3	58.7	41,322	- 3.3	58.8	17,231	102.1	12,356	7,655	11,624
うち フ ラ ン ス	11.4	10,050	+ 9.0	11.5	11.8	8,488	- 1.5	12.1	1,562	9.3	598	△ 51	1,154
オ ラ ン ダ	9.9	8,628	+ 8.0	9.9	9.4	7,275	+ 5.9	10.3	1,353	8.0	1,118	545	1,385
ベルギー・ルクセンブルグ	7.9	6,439	+ 0.2	7.3	7.7	5,436	- 3.1	7.7	1,003	5.9	814	141	574
イ タ リ ア	7.0	6,891	+21.8	7.9	9.1	6,437	- 3.7	9.1	454	2.7	△1,023	△ 2,063	124
(EEC計)	(36.2)	(32,008)	(+ 9.3)	(36.6)	(38.0)	(27,636)	(- 0.5)	(39.2)	(4,372)	(25.9)	(1,507)	(△ 1,428)	(3,237)
ス イ ス	6.0	5,041	+ 3.4	5.7	3.1	2,110	- 6.5	3.0	2,931	17.3	2,617	2,425	2,722
オーストリア	5.2	4,097	- 2.9	4.7	2.3	1,477	-12.9	2.1	2,620	15.5	2,524	2,085	1,771
英 国	3.8	3,472	+10.9	3.9	4.3	2,932	- 7.1	4.1	540	3.2	△ 26	△ 337	△ 66
米 国	8.9	7,860	+ 9.5	9.0	12.6	8,556	- 6.8	12.2	△ 696	- 4.1	△2,000	△ 3,455	△3,280
カ ナ ダ	1.1	927	+ 0.8	1.0	1.2	947	+ 6.2	1.3	△ 20	- 0.1	28	△ 140	△ 167
東 欧 諸 国(注)	3.4	3,535	+26.8	4.0	3.8	2,705	- 2.5	3.8	830	4.9	12	△ 263	5
うちソ 連	0.6	792	+46.1	0.9	1.5	1,099	- 4.7	1.5	△ 307	- 1.8	△ 611	△ 515	△ 163
ルーマニア	0.6	961	+72.2	1.1	0.4	351	+17.7	0.5	610	3.6	260	173	86
中 共	0.6	826	+59.4	0.9	0.5	306	-17.3	0.4	520	3.0	148	25	△ 105
日 本	1.0	1,272	+46.0	1.4	1.4	927	-10.0	1.3	345	2.0	△ 157	△ 207	239
その他とも計	100.0	87,045	+ 7.9	100.0	100.0	70,183	- 3.5	100.0	16,862	100.0	7,958	1,203	6,081

(注) アルバニア、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア、ソ連、チェコ、ハンガリーの合計。

資料：ブデスバンク月報 68/2月号。

すなわち、フランス銀行において

- (1) 輸出引当手形の再割引を簡素化する。
 - (2) 6か月をこえ1年以内に期限の到来する輸出引当手形について、当該輸出債権額の100%まで再割引を認める(従来6か月以内のものは100%まで、6か月をこえ2年以内のものは、フランス輸出保険会社COFACEの保証がない場合は90%まで)。
 - (3) 輸出団体の在外支店が輸入者に供与した信用について、輸出引当手形の再割引を認める。
3. その他、輸出保険制度の改善、税制の改正、輸出情報活動の強化等を図る。

◇イタリア、1967年の国際収支を発表

このほど、1967年のイタリア国際収支(暫定)が発表された。これによると基礎的収支は引き続き黒字を維持したが、長期資本の流出増加等から黒字幅は半減している。特徴点次のとおり。

- (1) 輸出が西ドイツ向け(イタリア全輸出の20%)を中心に伸び悩んだため、輸入の増勢も鈍化したものの貿易収支の赤字幅が拡大した。
- (2) 貿易外収支は、観光収入が欧州全域の景気停滞、一昨年末の水害の影響などから前年を下回ったことを主因に、前年並みの黒字にとどまった。
- (3) 長期資本収支は、当局が国内起債市場での外債起債を奨励していることなどから、民間資本を中心に前年を254百万ドル上回る大幅の流出超となった。

なお、対外準備は、イタリア為替局の対市中銀行スワップによるドル購入(市中銀行はユーロ・ダラーの引揚

イタリアの国際収支

(単位・百万ドル)

	1965年		1966年		1967年	
				前年比		前年比
経常収支	1,636	1,403 [△]	233		1,285	[△] 118
貿易収支	[△] 474 [△]	996 [△]	522 [△]		1,120	[△] 124
輸出(fob)	6,656	7,602(14.2%)			8,171	(7.5%)
輸入(cif)	7,130	8,599(20.6%)			9,291	(8.0%)
貿易外収支	2,103	2,402	299		2,405	3
うち観光	1,061	1,199	138		1,126	[△] 74
資本収支	[△] 42 [△]	708 [△]	666 [△]		962 [△]	[△] 254
民間	[△] 104 [△]	638 [△]	534 [△]		872 [△]	[△] 234
政府	62 [△]	70 [△]	132 [△]		90 [△]	[△] 20
基礎的収支	1,594	695 [△]	899		324 [△]	[△] 371
金・外貨準備(増減 [△])	524 [△]	79 [△]	606		80	159

(注) 「前年比」の収支の[△]は、黒字減または赤字増

げ)もあり、小幅ながら増加。

◇ベルギー、公定歩合引下げ

ベルギー国民銀行は3月6日、公定割引歩合、政府証券担保貸付金利を一律0.25%引き下げ(公定割引歩合4.0→3.75%)、翌7日から実施する旨を発表した。

今回の引下げ措置は、昨年の5度(2月、3月、5月、9月、10月)にわたる引下げに続くもので、引下げ後の公定歩合3.75%は1962年6月(3.50%)以来の低水準となる。

本措置の背景には、①昨年中のあいにく公定歩合引下げ、景気振興策にもかかわらず、同国景況は依然本格的な回復を示すに至らず、加えて本年初の米国国際収支改善策により、投資需要にかなりの悪影響が及ぶと懸念されていること(このため同国では別途1月に新景気振興策を決定)、②上記景況を反映して国内金融市場も緩慢裡に推移し、コール・レート等短期金利が弱含み傾向を示していること、③国際収支面では、昨年第4四半期以後貿易収支に改善のきざしが現われていること、さらに④2月26日のEEC蔵相会議および3月4日の同閣僚理事会において、EEC6か国は米国のドル防衛策強化等に伴い懸念される、欧州金融市場全体の金利上昇を避けるべく、できるかぎり適当な措置を実施する旨約してい

ベルギー国民銀行貸出金利推移

(単位・%)

	1967年					1968年
	2月 2日	3月 23日	5月 11日	9月 14日	10月 26日	3月 7日
(1) 割引						
銀行引受手形						
銀行を支払場所とするもの	5.00	4.75	4.50	4.25	4.00	3.75
しないもの	5.75	5.50	5.25	5.00	4.75	4.50
国民銀行が認証した						
輸出貿易手形	4.50	4.25	4.00	3.75	3.50	3.25
輸入貿易手形	5.00	4.75	4.50	4.25	4.00	3.75
約束手形						
銀行を支払場所とするもの	6.25	6.00	5.75	5.50	5.25	5.00
しないもの	6.75	6.50	6.25	6.00	5.75	5.50
(2) 貸付						
130日以内満期の						
大蔵省証券担保(掛目95%)	6.00*	* 5.75	5.50	5.25	5.00	4.75
130~366日の						
上記証券担保(95%)	6.25*	* 6.00	5.75	5.50	5.25	5.00
その他の(80%)	6.75	6.50	6.25	6.00	5.75	5.50

(注) *印は4月20日引下げ。

ること、などの事情があると思われる。

なお、ベルギー国立銀行の最近における各種貸出金利の推移は前表のとおり。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク国民銀行は3月18日、公定歩合を0.5%引き下げ7.0%とし、翌19日から実施する旨を発表した。

同行は昨年12月19日、同国平価の切下げ措置(11月21日実施、切下げ率7.9%)を補充するとともに、政局の混乱に伴う経済政策面の空白を補う意味もあって、公定歩合を1%引き上げ7.5%(戦後の最高水準)とした(43年1月号「要録」参照)。

この間、本年1月23日の総選挙により従来与党の地位にあった社会民主党は敗北を喫し、代わって成立した3党連立内閣(社会自由党、保守党、穏健自由党の3党連立、新首相Hilmer Baunsgaard氏)は、2月16日、懸案の「物価騰貴の抑制に関する法案」(本年11月末まで物価の上昇を停止させるもの)を成立させたほか、所得税を中心とする増税と財政支出の削減を骨子とする財政緊縮計画を具体化、その実現に熱意を示していると伝えられる。

今次措置は、①上記のごとき政局の收拾に伴い、財政面でも頃来の賃金インフレ傾向に対処して緊縮化路線が明確化されたこと、②金利引下げにより企業活動を刺激する必要もあったことなどから、危機ラインにあった公定歩合を調整的に引き下げたものといわれている。

◇ノルウェー、市中貸出規制を継続

1. ノルウェー中央銀行はこのほど、最近の内外金融経済情勢にかんがみ、本年の金融政策は引き続き抑制基調を維持することとし、このため大要次のような内容から成る市中貸出規制(註)の大綱を定め、各金融機関の上部団体に申し渡した。

(1) 商業銀行は、本年の貸出増加額を900百万クローネに押えること(昨年10月末までの1年間の貸出増加額は1,096百万クローネ)。

(2) 貯蓄銀行は、本年の貸出増加額を800百万クローネに押えること(昨年10月末までの1年間の貸出増加額は740百万クローネ)。

2. 昨年のノルウェー経済は、民間設備投資の増大(年間+9.8%の見込み)を主因に景気拡大を示し、GNP実質成長率は5.3%(暫定)と前年実績(4%)を上回ったが、反面、貿易収支の赤字幅拡大(年間赤字額は約7億ドルと政府の当初計画比約1.4億ドル増)と物価の高騰(昨年の消費者物価上昇率は4.4%、前年3.6%)など、景気過熱

の様相が強まってきている。

今次措置は、こうした国内景況の過熱化を防止するとともに、最近におけるきびしい国際環境に対処するために採られたものとみられる。

(注) ノルウェーの市中貸出規制(1951年以降実施)は、政府の要請に基づき、中央銀行と市銀代表者(商業銀行協会と貯蓄銀行協会の各代表)が協議したあと、最終的には中央銀行が市銀に対して印章をもって規制内容を知する形をとっている。

なお規制違反の場合は、違反銀行に対し、最低流動比率*の引上げなどの措置が適用される。

* 最低流動比率 = $\frac{\text{現金} + \text{中央銀行預け金} + \text{国債} + \text{政保債保有高}}{\text{負債総額}} (\%)$

ちなみに、本比率は昨年11月1日以降、商業銀行9%(法定最高限度25%)、貯蓄銀行16~18%(同40%)。

ア ジ ア 諸 国

◇インド、公定歩合および規制金利の引下げ

インド準備銀行は、3月2日、公定歩合を従来の6%から5%に1%方引き下げるとともに、市中銀行の貸出および預金金利に対する規制金利を次のとおり引き下げた。

1. 市中銀行の貸出金利

	最高	(改訂前)
一般貸出	9.5 %	(10 %)
輸出貸出	6.0 %	(7.5 %)

2. 預金金利

定期預金	1年もの	最高	(改訂前)
〃	6か月以上1年未満	5.5 %	(6.0 %)
〃	91日以上6か月未満	5.0 %	(5.5 %)
〃	46日以上91日未満	2.5 %	(3.0 %)
〃	15日以上46日未満	1.25 %	(1.5 %)
貯蓄預金		3.5 %	(4.0 %)

かかる一連の金融緩和措置は、最近、農業生産が回復している反面、工業生産が停滞し、資金需要も沈滞化、卸売物価もここ数か月低下傾向をたどるなど景況が全般的に低迷裡に推移していることから、さきに企業減税など生産意欲刺激策を打ち出した1968年度(4月~3月)予算に呼応して採られたものである。

◇インド、輸出補助金支給率の引上げ

インドでは1966年6月のルピー切下げと同時に、輸出振興のため、輸出業者に対しその輸出額の一定割合を補助金として支給する輸出補助金制度を実施したが、このたび約30品目の工業製品につき、その輸出額がFOB価格で過去1年間における輸出額よりも10%以上増加した場合、従来の支給率を上回る率を適用することとし、3月1日から実施した。

改訂後の支給率の例をあげれば次のとおりである(単

位・%、カッコ内は従来の支給率)。

ミシン 15(10)、電動ポンプ 15(10)、変圧器 25(15)、エンジン 20(15)、扇風機 20(15)、鋳物 25(20)、工作機械 30(25)、薬品 20(15)、塗料 15(10)等。

◇インドネシア、輸入制度の変更

インドネシア政府は、1月27日、経済復興安定政策に沿った外貨の効率的使用を図るために概要次のごとき輸入制度の変更を発表した。なお実施は1月29日から。

(1) 今次の改正でBE(輸出ボーナス)^(注1)による輸入品目を、経済復興安定政策の遂行上必要不可欠な物資に限定するため、その緊急度に応じて3つのグループに分類^(注2)し、第1グループには免税または最低の輸入税率を、第2グループには低率の輸入税率を、第3グループには高率の輸入税率をそれぞれ適用することとした。この場合、輸入関税の算定基準となる基準レートを借款BEの売却レートと同一の1ドル240ルピア(従来1ドル130ルピア)とした。

(2) また、BEによる輸入制度については、従来一般BEの適用品目と借款BEの適用品目との間に差別扱いをしていなかったが、今後は上記第3グループ「必要性の低い品目」の輸入には借款BEによる決済を認めないこととした。

(3) さらに、2,000ドル以上の乗用車、21インチ以上のテレビ受像機等4品目の輸入を禁止することとなった。

なお、BE制度に関し、今回の改正では還付率、還付率別の品目区分については変更されなかった。

(注1) BEによる輸入制度は、インドネシア政府の発行する輸入権を示す証書を使用して、BE品目に指定された物資を輸入することを認める制度で、一般BE、借款BEの2種類がある。

(1) 一般BEは、輸出貨受取代金の一部を輸入に充当する旨を示す証書で、輸出業者が輸出の見返りとして受け取るものである。輸出業者は同証書をもって自ら輸入できるほか、事実上輸入業者に輸入証書を転売することが認められている。

(2) 借款BEは、外国援助資金によって輸入することができる旨を示す証書で、政府が市中で売却するものである。

(注2) BE品目は次の三つに区分される。

(1) 経済復興安定のため最も必要な品目(米、小麦、薬品原料、抗生物質薬品、肥料、新聞用紙、綿花、織糸、農耕機具、織機等20品目)。

(2) 必要な品目、すなわち、食料・繊維その他重要産業用の部品・付属品および雇用増大をもたらす生活安定に役立つ品目など(鶏卵、油脂、漁網、ガラス製品、自転車部品等379品目)。

(3) 必要性の低い品目、また保護を必要とする国産品と競合する品目、援助輸入の場合におけるネガティブ・リストに指定された品目などを含む(写真用品、染料、香水、石けん、壁紙等58品目)。

◇韓国、商業手形再割引歩合の引下げ

韓国銀行は2月29日、商業手形の再割引歩合を28%から21%へ引き下げ、翌3月1日から実施する旨発表した。

同行は、今回の措置について、商業手形の割引率が1965年末の大幅引上げによって逆ぎやとなり(韓国銀行再割引歩合28%に対し、市中銀行の割引レート24%)、これに伴い商業手形の流通がしだいに円滑を欠くに至ったので、この傾向を是正するために採られたものであると説明している。これは2年余にわたり継続した異常な高金利政策の修正の端緒として注目される。